

# 排水設備工事助成制度について

くみ取り便所を水洗便所に改造、または、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する排水設備工事を行うときに、皆様のご負担を軽減するために市において、公共下水道接続促進助成金制度に加え、下記の3つの助成制度をもうけています。

## 助成制度適用の条件（●すべて）

- 供用開始後3年以内に工事着手した者
- 世帯構成員に市税等の滞納者がいないこと

制 度 名	内 容
利子補給制度	排水設備工事にかかる工事費支払いのため、市の指定する金融機関から借入をした者に対し利子補給対象融資限度額を60万円とし、その利子補給率3%を上限として利子補給する。（利子補給限度額は46,000円） 但し、対象工事において、新築及び営利を目的とする住宅開発事業に係るもの及び受益者負担金を賦課しない地域は除く 又、助成を受けることのできる者においては、法人格を有するものは除く。
排水設備工事助成制度	供用区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得たもので ○ 世帯構成員すべてにおいて当該年度の市県民税が非課税の世帯 助成限度額：75,000円 ○ 生活保護法第11条第1号の生活扶助を受けている者 助成限度額：別に定める 但し、対象工事において、新築及び営利を目的とする住宅開発事業に係るもの及び受益者負担金を賦課しない地域は除く 又、助成を受けることのできる者においては、法人格を有するものは除く。
受益者負担金減免制度	供用区域内における土地の所有者、使用者又は権利者で ○ 当該年度の市県民税が世帯構成員すべてにおいて非課税世帯の者 負担金の3分の1を減免する 【敷地面積1,000㎡以上の場合の負担額】 減免額 $300,000 \times 1/3 = 100,000$ 円 $300,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円}$ 【敷地面積1,000㎡未満の場合の負担額】 減免額 $150,000 \times 1/3 = 50,000$ 円 $150,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$ ※生活扶助世帯の方については、全額免除します。 但し、新築及び法人格を有する者並びに営利を目的とする住宅開発事業に係る受益者は除く。